

新潟市地球温暖化対策実行計画検討委員会 開催要綱

（目的）

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条の規定に基づき、新潟市地球温暖化対策実行計画を策定するにあたり、次に掲げることについて、市民、関係団体、学識経験者からの幅広い意見を聴取し、多方面から意見交換を行いながら検討することを目的として、新潟市地球温暖化対策実行計画検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

- （1） 新潟市地球温暖化対策実行計画の策定に関すること
- （2） 市域の温室効果ガスの削減に関すること
- （3） 市域の再生可能エネルギーの導入促進に関すること
- （4） 気候変動の適応に関すること
- （5） そのほか、委員会が必要と認めること

（委員構成）

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- （1） 学識経験者
- （2） 関係団体の代表者
- （3） その他市長が必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の進行を行う。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠席の場合にその職務を代理する。

（会議）

第4条 会議は市長が招集する。

- 2 会議は公開とする。
- 3 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 4 市長が必要と認めるときは、委員及び委員以外の者は、オンライン会議の方法で会議に出席することができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、新潟市環境部環境政策課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年12月20日から施行する。